

住民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る収入等申告書

平成 年 月 日

始良市長 殿

食費・居住費の特例減額措置に必要な下記事項について申告します。

〒 -

申請者住所

申請者氏名

⑩

問合せ先

()

1 申請者と同一の世帯に属する者（又は属するとみなされる者※）。但し申請者本人と配偶者は除く。

フリガナ 氏名	性別	申請者との 関係	生年月日	住 所	収入（20 年中の年額）	
					収入の種類	金額
			大・昭・平			円
			大・昭・平			円
			大・昭・平			円
			大・昭・平			円
			大・昭・平			円
					合計	円

※ 申請者が介護保険施設に入所することにより世帯分離をした場合において、それ以前に同世帯であった世帯員のことをいいます。

2 申請者が入所する施設の利用者負担金額（見込）について

介護保険サービスの 一割（二割）負担額	円 / 年額（計算方法： ）
食費	円 / 年額（計算方法： ）
居住費	円 / 年額（計算方法： ）

※ 入所契約書等を確認の上記入してください。

※ 施設における利用者負担見込額証明書を添付の場合、記入省略可。

一年間（365日）の
見込額合計

円

3 上記世帯員に係る所有現金および預貯金等について（※世帯の合計額）

預貯金額	円	有価証券 （評価概算額）	円
所有現金	円	その他 （ ）に内容記載	円
負債等 （ ）に内容記載	（ ）		円
			合計
			円

4 資産の有無について

世帯がその居住の用に供する土地・家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有しているか	有 ・ 無
「有」の場合その内容	

5 介護保険料の納付状況について

介護保険料の滞納	有 ・ 無
----------	-------

※裏面記入要領及び注意事項等について必ずお読みください。

※申告事項が記入しきれない場合は、任意の別紙に記入して添付してください。

記入要領及び注意事項等

- 申請者は、特例減額措置を受けようとする被保険者本人としてください。
- 施設入所に係る食費・居住費の特例減額措置を受けようとする場合は、介護保険負担限度額認定申請書に本収入等申告書を添えてご申請ください。
- 申請者と同一世帯に属する者には、特例減額措置を申請する本人及びその配偶者を除く世帯員を記入してください。なお、申請者が介護保険施設に入所することにより世帯分離をした場合においては、それ以前に同世帯であった世帯員について記入してください。
- 世帯の年間収入については、特例減額措置を受ける日の属する年の前年（属する月が1月～7月までの場合にあっては前々年）中の内容について記入してください。
- 本年1月1日時点で始良市以外の市区町村に居住していた世帯員については、収入状況の確認のため所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の写し等収入を証するものを添付してください。その他必要に応じて添付書類を求め場合がありますのでご了承ください。
- 施設の利用者負担金額について、入所契約書等、施設入所時の利用者負担の見込額がわかるものを添付してください（※始良市様式「利用者負担見込額証明書（食費・居住費に係る特例減額措置用）」の添付でも可）。また、配偶者が施設に入所している場合は、配偶者のものについても添付してください。
- 世帯の所有現金及び預貯金等の記入方法や確認のための添付資料等については、介護保険負担限度額認定申請書の例に倣ってください（参照：「介護保険負担限度額認定申請における記入方法及び添付書類等について」）。
- 資産の有無について、「世帯がその居住の用に供する土地・家屋その他日常生活のために必要資産以外に利用しうる資産」とは、収入を補うために活用でき、社会通念上処分させることが適当でないもの以外で、一般的に換金価値が高いもの（田畑・山林などの居住用以外の不動産や貴金属等の高価品）をいいます。
- 特例減額措置を受けた後、有効期限内に施設を退所した場合は、負担限度額認定証を返却してください。また、世帯の収入から、利用者負担額を差し引いた金額が80万円を超えるようになった場合も同様です。

<始良市審査・記入欄>※以下については記入不要です。

特例減額措置	
適用	不適

● 収入要件及び利用者負担の確認について

【世帯収入について】

本人収入／年額	円	配偶者収入／年額	円
その他世帯収入／年額	円	世帯収入合計／年額	円

・・・①

【利用者負担について】

1割（2割）負担／年額	食費／年額	居住費／年額	合計／年額
1割（2割）負担分年額	円	円	円
円	※①－②＝ 円（ 800,000円以下： 該当 ・ 非該当 ）		
高額介護サービス費限度月額	(限度額適用見込) 650×365＝237,250円	円	円
円	・・・③		
限度月額適用後負担額年額	円	(限度額適用見込) ×365＝ 円	円
円	・・・④		
円	(限度額適用見込) 650×365＝237,250円	(限度額適用見込) ×365＝ 円	円
円	・・・⑤		

【特例減額措置適用項目について】

(食費適用) 上記①－③	円	・・・⑥
(居住費適用) 上記①－④	円	・・・⑦
(両方適用) 上記①－⑤	円	・・・⑧

i) ⑥と⑦を比較して、金額のより小さい方を適用する。
 ii) 上記i) で適用した金額が80万円以下である場合はもう片方を適用する。
 iii) 上記ii) を適用しても金額が80万円以下である場合は⑧を適用する。

➡

負担限度額適用	
食費	居住費

● 預貯金等要件について

本人及び配偶者に係る 預貯金等	円	その他世帯員に係る 預貯金等	円
		預貯金等合計	円

● その他資産要件および介護保険料の滞納状況について

居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産の有無	有・無	介護保険料の滞納	有・無
---	-----	----------	-----